

## 平成 29 年度 第 1 回（第 20 期第 7 回）文化財保護審議会 会議録

1. 日 時 平成 29 年 4 月 28 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

2. 出席者

豊泉会長、白川副会長、和田委員、稲葉委員、坂本委員、小坂委員、  
太田委員

3. あいさつ及び人事異動について

各委員あいさつ

センター長、事務局あいさつ及び人事異動紹介

4. 報 告

1) 事業報告について

事務局より、平成 29 年 1 月以降の実施事業を報告。

2) 埋蔵文化財の調査について

事務局より、「埋蔵文化財調査報告」にそって説明。

3) 平成 29 年度文化財保護に要する予算の概要について

事務局より、「平成 29 年度 文化財関係歳出予算表」にそって  
説明。

4) 平成 29 年度歴史民俗資料館・古民家園事業計画について

事務局より、「平成 29 年度 歴史民俗資料館・古民家園 事業  
計画表」にそって説明。

5) 事業予定について（平成 29 年度 7 月まで）

事務局より、平成 29 年 4 月から同年 7 月までの予定を、「歴史  
民俗資料館・古民家園 事業予定」にそって説明。

6) 市指定有形文化財『立川氏文書』の追加指定について

事務局より、「市指定有形文化財「立川氏文書」追加指定について」にそって報告。

7) 市指定有形文化財『小林家住宅』屋根等改修工事について

事務局より、「市指定有形文化財「小林家住宅」茅葺屋根葺替等工事について」にそって説明。

8) 市指定有形文化財『阿豆佐味天神社本殿』修復工事について

事務局より、神社より提出された事業計画書等について各種資料をもとに説明。

委員：指定文化財の現状変更に伴う修理の記録は、許可条件に従って残していく必要があることを神社側に伝え、了解を得て進めて欲しい。

委員：公共の補助事業として進められる場合は、やはり文化財建造物の意匠等が適正に留められているのかを、事業者の設計者等に立ち会ってもらい、事務局と審議会委員で文化財の補修として問題がないか確認する機会を設けて欲しい。

事務局：事業計画書に記載された文化財の状況と修理内容について、5月2日事務局と審議会委員2名で現地視察、確認を行う予定。事業計画書を作成した文化財設計士に説明いただく予定。修理の記録としての報告書作成費は、補助対象経費として見積っている。

委員：現地確認に出向くにあたり、本殿の建築状況にかかわる調査もお願いしたい旨等も、現地確認の際に伝え、適切な改修となるよう、指導、助言をしていきたい。

## 5. 議 題

1) 市指定史跡『柴崎分水』現状変更許可申請について

事務局より、現状変更申請について各種資料をもとに説明。

事務局：市史跡柴崎分水を含む、歴史的な価値の高い庭園を持つ個人宅の敷地の一体を文化財指定して、保存していく方法もあるが、所有者から明確な返答はいただいている。

対象地は柴崎分水管理基準上、保存区分A地区にあたり現状変更は、原則として認めないとしているが、財産権等の制約がどこまで認められるかの問題もある。

当初A地区の選定は水路の両側が旧態を留めた公共的な場所で、今後開発される可能性が低い場所を想定しており、本申請地は私有地に接する。

事務局としては、A地区に指定されてはいるが現状変更については、やむを得ず認めざるを得ないと考えている。

委員：行政側で区分等を決めた後、流域の住民に告知して地域の文化財と意識してもらうことが必要。

委員：指定文化財ではないが、拝島分水では住民投票を行ったうえで、蓋掛けの改変を実施している。

委員：A地区は『原則』として現状変更を認めない地区なのだから、保存区分を別種に変更したうえで現状変更の可否を審議しないと、基準を設ける意味をなくしてしまうこと。また、それとは別に現状変更を認めるか否かの判断として、文化財の特質として文化財の可逆性を保証、物理的な現況復旧が可能な条件が整えば現状変更を了とする考え方もできること。この二点の整理が必要。

委員：明確な文化財の構成基準を定めていないため、堀割りの法面の玉石までを含めた流水一連を史跡と認識するのか、水の流れが保つことだけを文化財の分水と考えるのか。

この史跡の観念からすると玉石積み等遺構まで残すことで意味があると考ええる。

委員：A地区にあたる水路に蓋掛けする際には、最少限の範囲とし、水路の堀割りの構造については、現状を壊さず留めることが重要である。可逆性が保証できれば、現状変更を考えることも可能と考えたい。

委員：現行の基準等の見直しを検討する必要があるのでは、と考える。

事務局：開発と可逆性が保証できる施工が出来るか確認し、委員の意見を参考に、対応したい。

## 6. 情報交換

次回開催予定：平成 29 年 7 月 28 日（金）午後 6 時 00 分～